

 <b>JWRC</b> <b>水道ホットニュース</b>	(公財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail <a href="mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp">jwrchot@jwrc-net.or.jp</a> URL <a href="http://www.jwrc-net.or.jp">http://www.jwrc-net.or.jp</a>
---	--

## 英国における民営水道事業の動向及び 水法（草案）の提出等について （その2）

### 2. Cave レビュー（最終報告書：2009年4月）－抜粋－

2008年3月、大蔵大臣、環境・食糧・農村地域大臣及びウェールズ環境・持続可能・住宅大臣は、水市場における競争と革新についての独立レビューを委任し、レビューはMartin Cave博士による指揮のもとに行われ、2009年4月に最終報告書を公表した。

#### (1)取水及び放流

Cave レビューは、以下を提言している。

- ・許可の潜在的な価値について取引者に対して広範な情報を提供するため、環境庁が取引価格を収集・公表することを可能とする法制
- ・過剰取水地域での許可された取水を減らすための逆オークション及びその他の新手法の使用
- ・環境面のコストをより反映する「希少ライセンス料 (scarcity licence charges)」の設定
- ・水の真の価値を明らかにするために手段を講じること

#### (2)上流市場メカニズム

Cave レビューは、以下を提言している。

- ・特定の活動に特化した参加者に対して機会を与えるため、現行の兼備供給ライセンス (combined supply licence) の分離
- ・コスト原則の排除
- ・水道会社が最も経済的で効率的な資産及び活動の調達を確実にするための経済的購入義務の導入
- ・バリューチェーンの各段階での上下水道供給コストを公表するための手段を講じることによる透明性の増大
- ・将来における水道会社の機能上及び法律上の分離に対する潜在的なニーズ

(訳注1) 「小売ライセンス (retail licence)」及び「兼備ライセンス (combined licence)」について

小売ライセンスとは、ライセンス保持者が顧客の土地建物に水を供給する (小売許可) の目的で任命水道会社 (appointed water company) の供給システムを利用することを許可する水供給ライセンス (water supply licence) のことである。小売ライセンスは、供給事業者が任命水道会社から水道用水を購入して顧客に小売することを許可している。

兼備ライセンスとは、小売許可 (retail authorisation) に加えて、許可保持者に補足の許可を与える水供給許可のことである。補足許可は、任命水道会社の供給システムに水を注入し、それを用いてライセンス保持者が小売許可のもとに土地建物に対して特定の供給を行うことを認めるものである。

(出典) [http://www.ofwat.gov.uk/competition/wsl/gud\\_pro\\_wslappguid.pdf](http://www.ofwat.gov.uk/competition/wsl/gud_pro_wslappguid.pdf)

(訳注2) 任命水道会社 (Appointed water company) について

任命水道会社とは、イングランド及びウェールズの特定の地域に対して水道サービス又は上下水道サービスを行うことを任命された会社である。任命方式は「licence」と呼ばれることもあるが、水供給ライセンス (water supply licence) と同じものではなく、「appointee」、「regulated company」又は「undertaker」としても知られている。

(出典) [http://www.ofwat.gov.uk/aboutofwat/gud\\_pro\\_ofwatglossary.pdf](http://www.ofwat.gov.uk/aboutofwat/gud_pro_ofwatglossary.pdf)

### (3)小売サービス市場

Cave レビューは、以下を提言している。

- ・競争的な小売市場において全ての家庭用以外の顧客を含むことによって、競争のための資格制限を緩和すること
- ・現在の費用原則を除外して、Ofwat によって決定される代替の事前価格調整に置き換えること。
- ・市場参入費用を軽減するため、共通の市場規則を強制適用すること。
- ・会社の小売りサービスの法的な分離を強制適用すること。
- ・下水サービスを含むことによって、小売競争を拡大すること。
- ・価格見直しプロセスの一部として、交渉による解決策を導入すること。
- ・競争的な小売市場において顧客を保護するため、保護料金 (default charge) 及び保護サービスレベルを設定すること。

(参考) *Default tariffs in the contestable retail market for water and sewerage services*

[http://www.ofwat.gov.uk/publications/commissioned/rpt\\_com120814tmsdefault.pdf](http://www.ofwat.gov.uk/publications/commissioned/rpt_com120814tmsdefault.pdf)

### (4)産業構造

Cave レビューは、以下を提言している。

- ・比較による規制への影響についての Ofwat からの助言に続いて、公正取引庁 (Office of Fair Trading) が合併について付託するかどうかを決定することができるという、特別の合併制度に対する二段階のテストを導入すること。
- ・特別の合併制度のもとの合併規制の売上高制限を 10 百万ポンドから 70 百万ポンドに引き上げること。
- ・特別の合併制度から小売りのみの事業を除外すること。

### (5)新規任命 (New appointments)

Cave レビューは、以下を提言している。

- ・上流、ネットワーク又は小売りを専門とした新規参入者を認めること。
- ・新規任命の承認プロセスを改革すること。
- ・承認プロセスにおいて水道水検査官事務所 (DWI) に対してより大きな役割を与えること
- ・新規任命のための拘束力のあるマーケットの枠組みを導入すること。
- ・「未給水」サイトを明確にするとともに定義すること。
- ・料金は費用を反映したものであり、また、公平に配分されたものであることを保証すること。

### (6)革新 (Innovation)

諮問事項に従い、本レビューは次期料金改定に先立って我々が考慮すべき革新に関する提言を行っ

ている。これらには、以下が含まれる。

- ・ Ofwat に対して新たな改革義務を任ずること。
- ・ Ofwat に対して 5 年ごとに進捗に関する報告を求めること。
- ・ 革新的な新手法に関する研究を実施することを望む会社のための資金を伴う研究開発主体を設立すること。
- ・ 規制制度の枠内での会社へのインセンティブのバランスに対する変革の提案。

(出典) Ofwat's response to the Cave review's final report on competition and innovation in water markets

[http://www.ofwat.gov.uk/competition/res\\_ofw\\_cavereport.pdf](http://www.ofwat.gov.uk/competition/res_ofw_cavereport.pdf)

### 3. Walker レビュー（最終報告書：2009 年 12 月）－抜粋－

英国及びウェールズ大臣は、イングランド及びウェールズの家庭用上下水道サービスに対する料金及びメーター計量について独立したレビューを指揮するため、保健医療委員会の最高責任者である Anna Walker 氏を任命した。

レビューで問いかけられたのは、以下のとおりである。

- ・ 家庭用の上下水道サービスに対する現在の料金請求システムを調査し、支払い能力の課題を含むところの料金請求の現在及び代替手法の有効性及び公正性を審査すること。
- ・ 社会的、経済的及び環境上の課題を考慮すること。
- ・ イングランド及びウェールズが持続可能で公正な料金請求システムを有することを保証するために講ずべき行動について提言を行うこと。これには、現在の法制度及びガイダンスの改定を含みうる。

(出典) The Independent Review of Charging for Household Water and Sewerage Services  
Final Report

<http://www.defra.gov.uk/publications/files/walker-review-final-report.pdf>

Walker レビューの最終報告書及び提言は 2009 年 12 月に公表された。このレビューを受けて、そして、水白書 (the Water White Paper) に先立って、我々 (環境・食糧・農村地域省) は支払い能力を改善するためのいくつかの提案について意見を聞くこととしたい。

Walker レビューでは、料金請求の支払い能力は国内のいくつかの家庭で問題となっており、料金請求額が高いところではより深刻である。明確なメッセージは、支払い能力の問題が解決されなければならないということである。いくつかの家庭では現在困難に直面しており、メーター計量レベルの増加に応じて増大しそうである。将来、水資源も、人口増加、単身世帯の増加及び気候変動を含むところのいくつかの理由によって圧迫されることとなろう。これらの要因は全て、水の支払い能力に影響を与えるであろう。

(出典) Affordable water: a consultation on the Government's proposals following the Walker Review of Charging April 2011

<http://www.defra.gov.uk/consult/files/110405-walker-consult-condoc.pdf>

### 4. Gray レビュー（最終報告書：2011 年 7 月 6 日）－抜粋－

本日、環境・食糧・農村地域省 (Defra) は、水セクターの経済的規制機関が将来の課題に対してふさわしいものかどうかを審査した Ofwat のレビューを公表した。David Gray 氏に先導された独立のレビューは、2012 年後半の英国政府の水白書の公表に先立つ既存の規定の「健康チェック」として、また、ウェールズ政府の将来の水政策の展開への情報提供のため、2010 年 8 月、英国政府及びウェールズ政府により設置されたものである。

このレビューは、どのように業務を行い、そして、規制手法が政府及び顧客が期待していることを実現しているか、Ofwat の役割について考察を行った。また、レビューは、現在、水消費者協議会（Consumer Council for Water : CCWater）によって行われている水セクターにおける顧客を代表する仕組みについても検討を行った。

主な結論は、民営化以来、水セクターにおける規制は良好に行われており、法令の枠組み又は規制方法については大幅な変更は必要がないということである。しかし、引き続き成功を達成するためには、Ofwat が水道産業に課している規制の負担を軽減し、本セクターにおける他の組織とともに積極的に活動するために乗り出していることを改革を通じて見せる必要がある。

レビューチームは、また、消費者代表についての現行及び代替の手法を検討し、水消費者協議会（CCWater）が水消費者の保護において遂行している機能は、なるべくなら水消費者協議会内において維持されるよう、英国及びウェールズ大臣に対して提言を行った。

連合協定は、より効率的な水使用及びより貧困な世帯の保護を確実なものとするために水道産業を改革することを約束した。英国大臣は、本年（2012年）後半に公表される予定である水白書（Water White Paper）においてレビューの提言に対応することとなろう。ウェールズ大臣は、しかるべき時期に提言に対してどのように対応するか決定するであろう。

（出典） <http://www.defra.gov.uk/news/2011/07/06/review-of-ofwat-published/>

（参考） Review of Ofwat and consumer representation in the water sector  
<http://www.defra.gov.uk/publications/files/ofwat-review-2011.pdf>

## 5. 水白書（Water White Paper、2011年12月）－抜粋－

水白書（Water White Paper – Water for Life）は、水セクターがしなやかであり、水道会社がより効率的で顧客本位であり、そして、水が貴重で有限な資源であるものとして大切にされる、将来の水管理のためのビジョンを描くものである。そして、それは我々全てがこのビジョンの実現において役割の一端を担っていることを説明している。

### （水白書：Water for Life）

2011年12月、女王の命により環境・食糧・農村地域大臣によって国会に提出

#### 目次

環境・食糧・農村地域大臣による序文

#### 要旨

水と自然環境

グリーンエコノミー

水と人

#### 1. はじめに

変化の事例

#### 2. 安全な、持続可能な、そして、しなやかな水資源

取水制度の改革

浄水の用水供給の相互接続及び取引の増大

#### 3. 河川の保護

水質改善

持続可能でない現在の取水

#### 4. 将来に向けての計画及び建設

計画の調整

インフラ

汚水及び排水

#### 5. 顧客本位の水道産業の展開

支払い能力

南西部における高い家庭用水道料金の引き下げ

商業顧客のための市場改革

顧客の保護

#### 6. 取組み

賢い水利用

水白書の伝達

#### 7. 結び

(出典) <http://www.defra.gov.uk/environment/quality/water/legislation/whitepaper/>

(文責) センター専務理事

安藤 茂

---

#### 配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (公財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : [jwrchot@jwrc-net.or.jp](mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp)

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

#### 水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー(第58号以降)は、下記アドレスでご覧になれます。

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h24.html>